

第23期 第6回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和8年1月14日（水）

1 4 : 0 0 ~

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

(佐賀市西与賀町厘外821番地の4)

～ 次 第 ～

1 開 會

2 議題

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| (1) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の 状況等の報告について（報告） | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1～3 |
| (2) 佐賀県有明海区における漁業権漁業の資源管理の 状況等の報告について（報告） | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 4～23 |
| (3) 佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問） | ・・・・・・・・・・・・・・ | P24～52 |
| (4) 令和8年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針 (案)について（諮問） | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P53～60 |
| (5) 令和8年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議） | ・・・・・・・・ | P61～62 |
| (6) あんこう網漁業の新規許可について（諮問） | ・・・・・・・・ | P63～67 |
| (7) あんこう網漁業の追加申請に係る申請期間について（諮問） | ・・・・・・・・ | P68～70 |
| (8) 委員会指示の適用除外について（水資源機構）（協議） | ・・・・・・・・ | P71～76 |
| (9) その他 | | |

3 閉会

7水管第2611号
令和8年1月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 勝和

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり貴委員会に報告する。

【共同漁業権】
 (1) 免許番号等
 免許番号 漁業権者
 佐賀県有明海漁業協同組合
 福岡有明海漁業協同組合連合会

| 免許番号 | 漁業権者 | (2)漁業権の内容 | | | (3)漁業の名称 | | | (4)漁業時期 | | | (5)漁場の活用の状況 | | | (6)組員行使権※】 | | | (7)資源管理に関する取組の実施状況 | | | 点検結果 | 評価 |
|------|----------------|-----------|--------------------------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|-------------|---------|----------|------------|----------|---------|--------------------|---------|----------|-------------------|----|
| | | 始期 | 終期 | 操業状況(日) | 生産量(kg) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | 行使状況(人) | 行使権者数(人) | | |
| 農共1号 | 佐賀県有明海漁業協同組合 | 第一種共同 | かき漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 69 | 2,560 | | | | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ○ 適切かつ有効に活用されている。 | |
| | 福岡有明海漁業協同組合連合会 | | あさり漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 4,650 | 114,619 | | | | 156 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | | | からすがい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 1 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | はまぐり漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 7 | 22 | | | | 6 | | | | | | | | | | |
| | | | ばい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 105 | 1,490 | | | | 5 | | | | | | | | | | |
| | | | あかがい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 11 | 15 | | | | 5 | | | | | | | | | | |
| | | | くまさるぼう漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 1 | 0 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | | | もがい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 2 | 0 | | | | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | にし漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 20 | 53 | | | | 5 | | | | | | | | | | |
| | | | たいらぎ漁業 | 10月1日 | 翌年5月31日 | 2 | 0 | | | | 3,141 | | | | | | | | | | |
| | | | しおふき漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 68 | 9,250 | | | | 6 | | | | | | | | | | |
| | | | あけまき漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | | | | | | | |
| | | | までがい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | | | | | | | |
| | | | うみだたけ漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | | | | | | | |
| | | | はいかい漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | | | | | | | |
| | | | しゃみせんがい | 1月1日 | 12月31日 | 1 | 0 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | | | たご漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 274 | 1,806 | | | | 10 | | | | | | | | | | |
| | | | 餅むし漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 4 | 3 | | | | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | しゃこ漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 7 | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | | | いそきんちやく漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 5 | 3 | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | | | 第三種共同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 三尺網漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 1 | 0 | | | | 1,200 | | | | | | | | | | |
| | | | あみはじ網漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 1,253 | | | | | | | | | | |
| | | | こうもり網漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 0 | 0 | | | | 1,226 | | | | | | | | | | |
| | | | 待網漁業 繩網 及び手押網漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 12 | 60 | | | | 1,235 | | | | | | | | | | |
| | | | かにかご漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 159 | 3,488 | | | | 1,209 | | | | | | | | | | |
| | | | いかかご漁業 | 1月1日 | 12月31日 | 123 | 2,422 | | | | 1,194 | | | | | | | | | | |
| | | | あなごかご漁業 (釜を使用するも1月1日) | 1月1日 | 12月31日 | 4 | 1 | | | | 1,213 | | | | | | | | | | |
| | | | うなぎかご漁業 (釜を使用するも1月1日) | 1月1日 | 12月31日 | 11 | 5 | | | | 1,211 | | | | | | | | | | |

【※】「行使権者数」について、第一種共同漁業権は魚協に所属している全ての組合員数、第二種共同漁業権は認証権者数もしくは正組合員数を記載。「行使状況」については、そのうちの実行便者数を記載。

【区画漁業権】

報告対象期間：令和6年9月1日～令和7年4月30日

| 免許番号 | 漁業権者 | (2)漁業権の内容 | (3)漁業の名称 | (4)漁業時期 | | (5)漁場の活用の状況 | | (6)組合員行使権 | | (7)資源管理に関する取組の実施状況 | | 点検結果 | 評価 |
|---------|--------------|-----------|----------|---------|-------|-----------------|-----------------|--------------|---------|---------------------------------------|--|-----------------|----|
| | | | | 始期 | 終期 | 操業状況 (のり網枚数) | 生産量 | 行使権者数 (人) | 行使状況(人) | 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法・養殖水位設定・深苗日等 | 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・集団管理の実施・病害対策、養殖水位設定・深苗日、 冷凍網出庫日等) ・漁場改善方策(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、 二枚貝類の潜覆等) | | |
| 農区第201号 | 佐賀県有明海漁業協同組合 | 第一種区画 | のりひび建養殖業 | 9月1日 | 4月30日 | 2,850 | | 84 | 37 | | ○ | 適切かつ有効に活用されている。 | |
| 農区第202号 | 佐賀県有明海漁業協同組合 | 第一種区画 | のりひび建養殖業 | 9月1日 | 4月30日 | 4,190 | 総生産枚数 約1.2億枚 | 243 | 52 | | ○ | 適切かつ有効に活用されている。 | |
| 農区第203号 | 佐賀県有明海漁業協同組合 | 第一種区画 | のりひび建養殖業 | 9月1日 | 4月30日 | 3,090 | 総生産額 約28.5億円 | 106 | 55 | | ○ | 適切かつ有効に活用されている。 | |
| 農区第204号 | 佐賀県有明海漁業協同組合 | 第一種区画 | のりひび建養殖業 | 9月1日 | 4月30日 | 17,568 | | 295 | 237 | | ○ | 適切かつ有効に活用されている。 | |

水 産 第 4071 号
令和 8 年 (2026 年) 1 月 13 日

有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海区において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告の提出がありました。

つきましては、同条第 2 項および漁業法施行規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・寺田)

令和7年7月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

第一種共同漁業権

資源管理の状況等の報告

| 有区（有共第1号） | | | | | |
|-----------------|-------|------|------|----------|-----------------------------------|
| 漁業種 | 行使権者数 | 行使者数 | 操業日数 | 漁獲数量(kg) | 備考 |
| あさり漁業（養殖を除く） | 1,640 | 488 | 25 | 20.0 | 行使の可能性がある者の数：488 実査に行使をした者の数：1 |
| はまぐり漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| かき漁業（養殖を除く） | 1,640 | 502 | 364 | 6,380.0 | |
| しおふき漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| あかがい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| もがい漁業（養殖を除く） | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| はいがい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| にし漁業 | 1,640 | 488 | 5 | 10.0 | |
| までがい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| ばい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| あげまき漁業（養殖を除く） | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業不可 |
| うみたけ漁業（潜水器を除く） | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業不可 |
| からすがい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| たいらぎ漁業（潜水器を除く） | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業不可 |
| しゃみせんがい漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| くまさるぼう漁業（養殖を除く） | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| しゃこ漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| たこ漁業 | 1,640 | 496 | 524 | 5,381.0 | 行使の可能性がある者の数：496 実査に行使をした者の数：9 |
| いそぎんちゃく漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |
| 餌むし漁業 | 1,640 | 487 | 0 | 0.0 | |

資源管理の為に実施している取組（漁場清掃、海底耕耘、種苗放流など）

- ・海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去）

令和7年7月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

第二種共同漁業権

資源管理の状況等の報告

| 有区（有共第1号） | | | | | |
|-----------|-------|------|------|----------|----|
| 漁業種 | 行使権者数 | 行使者数 | 操業日数 | 漁獲数量(kg) | 備考 |
| 建干網漁業 | 2 | 2 | 0 | 0.0 | |
| 江切網漁業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | |
| 潟羽瀬漁業 | 9 | 7 | 127 | 70.0 | |
| 竹羽瀬漁業 | 2 | 2 | 20 | 200.0 | |
| あみもじ網漁業 | 63 | 58 | 324 | 5,238.0 | |
| こうもり網漁業 | 36 | 35 | 64 | 600.0 | |
| こうで四つ手網漁業 | 17 | 4 | 207 | 316.0 | |
| 待網漁業 | 45 | 41 | 416 | 848.0 | |
| 三尺網漁業 | 10 | 8 | 40 | 35.0 | |
| かにかご漁業 | 19 | 10 | 79 | 564.0 | |
| いかかご漁業 | 4 | 2 | 0 | 0.0 | |
| むつごろううけ漁業 | 11 | 10 | 164 | 590.0 | |
| あなごかご漁業 | 23 | 8 | 42 | 159.0 | |
| うなぎかご漁業 | 21 | 15 | 63 | 51.0 | |
| はぜかご漁業 | 17 | 14 | 54 | 56.0 | |

行使権者数について 第二種共同漁業権漁業については、漁業トラブル防止の為、従来より認証制度を設けていることから、認証権者数が行使権者数となります。

資源管理の為に実施している取組（漁場清掃、海底耕耘、種苗放流など）

- ・海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去）

令和7年7月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

第三種共同漁業権

資源管理の状況等の報告

| 有区（有共第2、第3号） | | | | | |
|--------------|-------|------|------|----------|-----------|
| 漁業種 | 行使権者数 | 行使者数 | 操業日数 | 漁獲数量(kg) | 備考 |
| 築機漁業 | 1,640 | 245 | 192 | 2,016 | 遊漁船としても利用 |

資源管理の為に実施している取組（漁場清掃、海底耕耘、種苗放流など）

- ・海底耕耘を実施（大浦地区）

令和7年7月30日
佐賀県有明海漁業協同組合

第一種区画漁業権（のりひび建養殖業）R6.9.1~R7.4.30

資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 柵数 (柵) | 張込可能柵数 (柵) | 行使率 (%) | 水揚枚数 (枚) | 水揚金額 (円) |
|-----------------|-------|------|-------------|-----------|---------------|------------|-------------|-------------|
| 第1001号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,740 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1002号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 550 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1003号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 150 | 340 | 44.12 | 693,750 | 17,995,650 |
| 第1004号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 500 | 500 | 100.00 | 2,312,500 | 59,985,500 |
| 第1005号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 544 | 630 | 86.35 | 2,516,000 | 65,264,224 |
| 第1006号 | ひび建養殖 | ノリ | 1 | 80 | 590 | 13.56 | 319,440 | 7,327,200 |
| 第1007号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,830 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1008号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 282 | 880 | 32.05 | 1,304,250 | 33,831,822 |
| 第1009号 | ひび建養殖 | ノリ | 40 | 3,097 | 3,320 | 93.28 | 39 | 371,550,187 |
| 第1010号 | ひび建養殖 | ノリ | 36 | 1,690 | 1,740 | 97.13 | 7,816,250 | 202,750,990 |
| 第1011号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 470 | 610 | 77.05 | 2,459,040 | 61,575,170 |
| 第1012号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 700 | 700 | 100.00 | 3,237,500 | 83,979,700 |
| 第1013号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 630 | 730 | 86.30 | 3,296,160 | 82,536,930 |
| 第1014号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 330 | 330 | 100.00 | 1,726,560 | 43,233,630 |
| 第1015号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 250 | 250 | 100.00 | 1,156,250 | 29,992,750 |
| 第1016号 | ひび建養殖 | ノリ | 39 | 2,880 | 3,080 | 93.51 | 13,320,000 | 345,516,480 |
| 第1017号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 840 | 840 | 100.00 | 3,885,000 | 100,775,640 |
| 第1018号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 630 | 770 | 81.82 | 2,515,590 | 57,701,700 |
| 第1019号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 420 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1020号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 200 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1021号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 724 | 760 | 95.26 | 3,348,500 | 86,859,004 |
| 第1022号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 1,800 | 2,040 | 88.24 | 7,187,400 | 164,862,000 |
| 第1023号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 620 | 720 | 86.11 | 2,378,940 | 57,205,540 |
| 第1024号 | ひび建養殖 | ノリ | 7 | 370 | 370 | 100.00 | 1,711,250 | 44,389,270 |
| 第1025号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,200 | 1,200 | 100.00 | 5,550,000 | 143,965,200 |
| 第1026号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 1,120 | 1,120 | 100.00 | 4,472,160 | 102,580,800 |
| 第1027号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 2,570 | 3,050 | 84.26 | 10,262,010 | 235,386,300 |
| 第1028号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 1,810 | 2,670 | 67.79 | 7,227,330 | 165,777,900 |
| 第1029号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,250 | 1,250 | 100.00 | 4,991,250 | 114,487,500 |
| 第1030号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 560 | 640 | 87.50 | 2,929,920 | 73,366,160 |
| 第1031号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 640 | 640 | 100.00 | 2,960,000 | 76,781,440 |
| 第1032号 | ひび建養殖 | ノリ | 46 | 2,250 | 2,420 | 92.98 | 7,409,250 | 172,102,500 |
| 第1033号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,270 | 1,490 | 85.23 | 4,182,110 | 97,142,300 |
| 第1034号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 970 | 1,210 | 80.17 | 3,194,210 | 74,195,300 |
| 第1035号 | ひび建養殖 | ノリ | 27 | 1,390 | 1,820 | 76.37 | 4,577,270 | 106,321,100 |
| 第1036号 | ひび建養殖 | ノリ | 4 | 170 | 830 | 20.48 | 678,810 | 15,570,300 |
| 第1037号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 487 | 600 | 81.17 | 2,252,375 | 58,425,877 |
| 第1038号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 340 | 1,050 | 32.38 | 1,572,500 | 40,790,140 |
| 第1039号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 650 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1040号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 610 | 910 | 67.03 | 2,008,730 | 46,658,900 |
| 第1041号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 1,150 | 1,270 | 90.55 | 5,318,750 | 137,966,650 |

| | | | | | | | | |
|--------|-------|----|----|-------|-------|-------|------------|-------------|
| 第1042号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,060 | 1,080 | 98.15 | 4,067,220 | 97,803,020 |
| 第1043号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 1,710 | 1,810 | 94.48 | 8,946,720 | 224,028,810 |
| 第1044号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,470 | 1,730 | 84.97 | 6,798,750 | 176,357,370 |
| 第1045号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 560 | 720 | 77.78 | 2,929,920 | 73,366,160 |
| 第1046号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 1,530 | 1,930 | 79.27 | 6,109,290 | 140,132,700 |
| 第1047号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 1,650 | 2,000 | 82.50 | 6,588,450 | 151,123,500 |
| 第1048号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 1,560 | 2,610 | 59.77 | 6,229,080 | 142,880,400 |
| 第1049号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 1,810 | 2,160 | 83.80 | 7,227,330 | 165,777,900 |
| 第1050号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 1,870 | 2,100 | 89.05 | 7,466,910 | 171,273,300 |
| 第1051号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,320 | 3,240 | 40.74 | 5,270,760 | 120,898,800 |
| 第1052号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 450 | 2,100 | 21.43 | 2,354,400 | 58,954,950 |
| 第1053号 | ひび建養殖 | ノリ | 52 | 2,696 | 3,320 | 81.20 | 8,877,928 | 206,217,040 |
| 第1054号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 1,330 | 2,060 | 64.56 | 4,379,690 | 101,731,700 |
| 第1055号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,500 | 1,710 | 87.72 | 7,848,000 | 196,516,500 |
| 第1056号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 850 | 870 | 97.70 | 3,261,450 | 78,426,950 |
| 第1057号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 950 | 1,030 | 92.23 | 3,645,150 | 87,653,650 |
| 第1058号 | ひび建養殖 | ノリ | 42 | 2,860 | 3,200 | 89.38 | 10,973,820 | 263,883,620 |
| 第1059号 | ひび建養殖 | ノリ | 32 | 2,260 | 2,570 | 87.94 | 8,671,620 | 208,523,420 |
| 第1060号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,680 | 1,830 | 91.80 | 6,446,160 | 155,008,560 |
| 第1061号 | ひび建養殖 | ノリ | 46 | 3,130 | 3,270 | 95.72 | 12,009,810 | 288,795,710 |
| 第1062号 | ひび建養殖 | ノリ | 40 | 2,700 | 2,990 | 90.30 | 10,359,900 | 249,120,900 |
| 第1063号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,580 | 1,720 | 91.86 | 6,062,460 | 145,781,860 |
| 第1064号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 820 | 2,290 | 35.81 | 3,146,340 | 75,658,940 |
| 第1065号 | ひび建養殖 | ノリ | 28 | 1,640 | 2,110 | 77.73 | 6,292,680 | 151,317,880 |
| 第1066号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,690 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1067号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 660 | 1,390 | 47.48 | 2,532,420 | 60,896,220 |
| 第1068号 | ひび建養殖 | ノリ | 49 | 3,010 | 4,060 | 74.14 | 11,549,370 | 277,723,670 |
| 第1069号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 600 | 980 | 61.22 | 1,975,800 | 45,894,000 |
| 第1070号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 120 | 1,440 | 8.33 | 460,440 | 11,072,040 |
| 第1071号 | ひび建養殖 | ノリ | 37 | 2,130 | 2,310 | 92.21 | 8,172,810 | 196,528,710 |
| 第1072号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 300 | 660 | 45.45 | 981,600 | 24,725,400 |
| 第1073号 | ひび建養殖 | ノリ | 19 | 1,150 | 1,170 | 98.29 | 4,412,550 | 106,107,050 |
| 第1074号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 640 | 720 | 88.89 | 3,348,480 | 83,847,040 |
| 第1075号 | ひび建養殖 | ノリ | 40 | 2,750 | 3,230 | 85.14 | 10,551,750 | 253,734,250 |
| 第1076号 | ひび建養殖 | ノリ | 38 | 2,320 | 2,380 | 97.48 | 8,901,840 | 214,059,440 |
| 第1077号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 1,180 | 1,200 | 98.33 | 6,173,760 | 154,592,980 |
| 第1078号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 800 | 820 | 97.56 | 3,069,600 | 73,813,600 |
| 第1079号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 790 | 820 | 96.34 | 3,031,230 | 72,890,930 |
| 第1080号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 680 | 920 | 73.91 | 3,557,760 | 89,087,480 |
| 第1081号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 480 | 580 | 82.76 | 2,511,360 | 62,885,280 |
| 第1082号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 1,490 | 1,760 | 84.66 | 5,717,130 | 137,477,830 |
| 第1083号 | ひび建養殖 | ノリ | 1 | 0 | 340 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1084号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 160 | 790 | 20.25 | 526,880 | 12,238,400 |
| 第1085号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 530 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1086号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 650 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1087号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 510 | 540 | 94.44 | 1,956,870 | 47,056,170 |
| 第1088号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 496 | 620 | 80.00 | 2,294,000 | 59,505,616 |
| 第1089号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 400 | 710 | 56.34 | 2,092,800 | 52,404,400 |

| | | | | | | | | |
|--------|-------|----|----|-------|-------|--------|-----------|-------------|
| 第1090号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 800 | 900 | 88.89 | 4,185,600 | 104,808,800 |
| 第1091号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 970 | 1,030 | 94.17 | 3,721,890 | 89,498,990 |
| 第1092号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 1,320 | 1,320 | 100.00 | 5,064,840 | 121,792,440 |
| 第1093号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 1,100 | 1,100 | 100.00 | 5,755,200 | 144,112,100 |
| 第1094号 | ひび建養殖 | ノリ | 29 | 1,870 | 2,100 | 89.05 | 7,175,190 | 172,539,290 |
| 第1095号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 1,160 | 1,240 | 93.55 | 4,450,920 | 107,029,720 |
| 第1096号 | ひび建養殖 | ノリ | 19 | 800 | 830 | 96.39 | 2,634,400 | 61,192,000 |
| 第1097号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 800 | 850 | 94.12 | 2,634,400 | 61,192,000 |
| 第1098号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 1,130 | 1,240 | 91.13 | 4,335,810 | 104,261,710 |
| 第1099号 | ひび建養殖 | ノリ | 36 | 2,290 | 2,380 | 96.22 | 8,786,730 | 211,291,430 |
| 第1100号 | ひび建養殖 | ノリ | 34 | 1,380 | 1,480 | 93.24 | 4,544,340 | 105,556,200 |
| 第1101号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,620 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1102号 | ひび建養殖 | ノリ | 33 | 1,980 | 2,910 | 68.04 | 6,478,560 | 163,187,640 |
| 第1103号 | ひび建養殖 | ノリ | 33 | 1,300 | 1,300 | 100.00 | 4,280,900 | 99,437,000 |
| 第1104号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 720 | 820 | 87.80 | 2,355,840 | 59,340,960 |
| 第1105号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 720 | 720 | 100.00 | 2,355,840 | 59,340,960 |
| 第1106号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,170 | 1,220 | 95.90 | 3,852,810 | 89,493,300 |
| 第1107号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,560 | 1,560 | 100.00 | 5,985,720 | 143,936,520 |
| 第1108号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 960 | 960 | 100.00 | 3,141,120 | 79,121,280 |
| 第1109号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 800 | 820 | 97.56 | 2,617,600 | 65,934,400 |
| 第1110号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 550 | 620 | 88.71 | 2,543,750 | 65,984,050 |
| 第1111号 | ひび建養殖 | ノリ | 19 | 700 | 730 | 95.89 | 2,305,100 | 53,543,000 |
| 第1112号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 400 | 400 | 100.00 | 1,317,200 | 30,596,000 |
| 第1113号 | ひび建養殖 | ノリ | 29 | 1,700 | 1,720 | 98.84 | 5,562,400 | 140,110,600 |
| 第1114号 | ひび建養殖 | ノリ | 34 | 1,700 | 1,790 | 94.97 | 5,562,400 | 140,110,600 |
| 第1115号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 400 | 420 | 95.24 | 1,317,200 | 30,596,000 |
| 第1116号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 540 | 620 | 87.10 | 1,778,220 | 41,304,600 |
| 第1117号 | ひび建養殖 | ノリ | 42 | 940 | 1,260 | 74.60 | 3,075,680 | 77,472,920 |
| 第1118号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 570 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1119号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 330 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1120号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 900 | 1,300 | 69.23 | 2,944,800 | 74,176,200 |
| 第1121号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 900 | 980 | 91.84 | 2,944,800 | 74,176,200 |
| 第1122号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 411 | 670 | 61.34 | 1,900,875 | 49,308,081 |
| 第1123号 | ひび建養殖 | ノリ | 27 | 900 | 950 | 94.74 | 2,944,800 | 74,176,200 |
| 第1124号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,200 | 1,200 | 100.00 | 3,926,400 | 98,901,600 |
| 第1125号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 1,000 | 1,000 | 100.00 | 3,272,000 | 82,418,000 |
| 第1126号 | ひび建養殖 | ノリ | 30 | 1,396 | 1,580 | 88.35 | 4,567,712 | 115,055,528 |
| 第1127号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 540 | 610 | 88.52 | 1,766,880 | 44,505,720 |
| 第1128号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 690 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1129号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 680 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1130号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 520 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1131号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 530 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1132号 | ひび建養殖 | ノリ | 29 | 1,520 | 2,640 | 57.58 | 4,973,440 | 125,275,360 |
| 第1133号 | ひび建養殖 | ノリ | 32 | 1,720 | 1,720 | 100.00 | 5,627,840 | 141,758,960 |
| 第1134号 | ひび建養殖 | ノリ | 30 | 1,340 | 1,350 | 99.26 | 4,384,480 | 110,440,120 |
| 第1135号 | ひび建養殖 | ノリ | 33 | 1,340 | 1,360 | 98.53 | 4,384,480 | 110,440,120 |
| 第1136号 | ひび建養殖 | ノリ | 32 | 910 | 930 | 97.85 | 2,977,520 | 75,000,380 |
| 第1138号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,670 | 0.00 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | |
|--------|-------|----|----|-------|-------|--------|-----------|-------------|
| 第1139号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 560 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1140号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 740 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1141号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 600 | 610 | 98.36 | 1,789,200 | 44,178,600 |
| 第1142号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 1,100 | 1,140 | 96.49 | 3,599,200 | 90,659,800 |
| 第1144号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 60 | 1,400 | 4.29 | 215,460 | 5,480,040 |
| 第1145号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 480 | 670 | 71.64 | 1,431,360 | 35,342,880 |
| 第1146号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,660 | 1,940 | 85.57 | 5,961,060 | 151,614,440 |
| 第1147号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 1,096 | 1,380 | 79.42 | 3,935,736 | 100,102,064 |
| 第1148号 | ひび建養殖 | ノリ | 21 | 920 | 930 | 98.92 | 3,010,240 | 75,824,560 |
| 第1149号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 384 | 480 | 80.00 | 1,378,944 | 35,072,256 |
| 第1150号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 1,128 | 1,680 | 67.14 | 4,050,648 | 103,024,752 |
| 第1151号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 656 | 940 | 69.79 | 2,355,696 | 59,915,104 |
| 第1152号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 210 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1153号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 650 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1154号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 970 | 2,210 | 43.89 | 2,892,540 | 71,422,070 |
| 第1155号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 960 | 1,060 | 90.57 | 2,517,120 | 56,762,880 |
| 第1156号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 800 | 830 | 96.39 | 2,385,600 | 58,904,800 |
| 第1157号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,360 | 1,510 | 90.07 | 4,883,760 | 124,214,240 |
| 第1158号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 1,440 | 1,800 | 80.00 | 5,171,040 | 131,520,960 |
| 第1159号 | ひび建養殖 | ノリ | 10 | 480 | 480 | 100.00 | 1,570,560 | 39,560,640 |
| 第1160号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 490 | 590 | 83.05 | 1,284,780 | 28,972,720 |
| 第1161号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 1,680 | 1,680 | 100.00 | 5,009,760 | 123,700,080 |
| 第1162号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 850 | 850 | 100.00 | 2,228,700 | 50,258,800 |
| 第1163号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 440 | 440 | 100.00 | 1,312,080 | 32,397,640 |
| 第1164号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 340 | 360 | 94.44 | 943,920 | 21,286,080 |
| 第1165号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 920 | 920 | 100.00 | 2,412,240 | 54,397,760 |
| 第1166号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 1,010 | 1,010 | 100.00 | 3,011,820 | 74,367,310 |
| 第1167号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,140 | 1,200 | 95.00 | 4,093,740 | 104,120,760 |
| 第1168号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 770 | 770 | 100.00 | 2,018,940 | 45,528,560 |
| 第1169号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,120 | 1,160 | 96.55 | 4,021,920 | 102,294,080 |
| 第1170号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 250 | 320 | 78.13 | 655,500 | 14,782,000 |
| 第1171号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 300 | 330 | 90.91 | 786,600 | 17,738,400 |
| 第1172号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 480 | 370 | 129.73 | 1,128,960 | 24,982,080 |
| 第1173号 | ひび建養殖 | ノリ | 28 | 1,280 | 820 | 156.10 | 3,010,560 | 66,618,880 |
| 第1174号 | ひび建養殖 | ノリ | 35 | 1,880 | 1,700 | 110.59 | 4,421,760 | 97,846,480 |
| 第1175号 | ひび建養殖 | ノリ | 38 | 1,900 | 1,970 | 96.45 | 4,981,800 | 112,343,200 |
| 第1176号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 888 | 1,090 | 81.47 | 2,328,336 | 52,505,664 |
| 第1177号 | ひび建養殖 | ノリ | 31 | 1,696 | 2,120 | 80.00 | 4,446,912 | 100,281,088 |
| 第1178号 | ひび建養殖 | ノリ | 44 | 2,592 | 2,980 | 86.98 | 6,796,224 | 153,259,776 |
| 第1179号 | ひび建養殖 | ノリ | 59 | 2,160 | 2,560 | 84.38 | 5,663,520 | 127,716,480 |
| 第1180号 | ひび建養殖 | ノリ | 35 | 2,160 | 2,700 | 80.00 | 5,663,520 | 127,716,480 |
| 第1181号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 1,344 | 1,680 | 80.00 | 3,523,968 | 79,468,032 |
| 第1182号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 1,900 | 1,950 | 97.44 | 4,981,800 | 112,343,200 |
| 第1183号 | ひび建養殖 | ノリ | 35 | 1,800 | 2,170 | 82.95 | 4,719,600 | 106,430,400 |
| 第1184号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 840 | 1,080 | 77.78 | 2,202,480 | 49,667,520 |
| 第1185号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 1,100 | 1,300 | 84.62 | 2,587,200 | 57,250,600 |
| 第1186号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 1,700 | 2,000 | 85.00 | 3,998,400 | 88,478,200 |
| 第1187号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 1,700 | 2,000 | 85.00 | 3,998,400 | 88,478,200 |

| | | | | | | | | |
|--------|-------|----|----|-------|-------|--------|-----------|-------------|
| 第1188号 | ひび建養殖 | ノリ | 27 | 1,320 | 1,800 | 73.33 | 3,104,640 | 68,700,720 |
| 第1189号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 380 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1190号 | ひび建養殖 | ノリ | 7 | 220 | 370 | 59.46 | 517,440 | 11,450,120 |
| 第1191号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 980 | 1,970 | 49.75 | 2,304,960 | 51,005,080 |
| 第1192号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,260 | 1,950 | 64.62 | 2,963,520 | 65,577,960 |
| 第1193号 | ひび建養殖 | ノリ | 18 | 736 | 1,260 | 58.41 | 2,642,976 | 67,221,824 |
| 第1194号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 608 | 910 | 66.81 | 1,813,056 | 44,767,648 |
| 第1195号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 768 | 970 | 79.18 | 2,290,176 | 56,548,608 |
| 第1196号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 768 | 1,360 | 56.47 | 2,757,888 | 70,144,512 |
| 第1197号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 608 | 1,160 | 52.41 | 2,183,328 | 55,531,072 |
| 第1198号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 640 | 930 | 68.82 | 1,908,480 | 47,123,840 |
| 第1199号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,040 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1200号 | ひび建養殖 | ノリ | 20 | 512 | 1,620 | 31.60 | 1,342,464 | 30,273,536 |
| 第1201号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 670 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1202号 | ひび建養殖 | ノリ | 28 | 912 | 1,540 | 59.22 | 2,391,264 | 53,924,736 |
| 第1203号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 600 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1204号 | ひび建養殖 | ノリ | 2 | 80 | 640 | 12.50 | 238,560 | 5,890,480 |
| 第1205号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 416 | 730 | 56.99 | 1,090,752 | 24,597,248 |
| 第1206号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 490 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1207号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 544 | 890 | 61.12 | 1,622,208 | 40,055,264 |
| 第1208号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 576 | 1,160 | 49.66 | 2,068,416 | 52,608,384 |
| 第1209号 | ひび建養殖 | ノリ | 1 | 32 | 690 | 4.64 | 114,912 | 2,922,688 |
| 第1210号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 600 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1211号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 520 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1212号 | ひび建養殖 | ノリ | 3 | 156 | 3,190 | 4.89 | 483,756 | 12,079,704 |
| 第1213号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 1,376 | 3,740 | 36.79 | 4,266,976 | 106,549,184 |
| 第1214号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 2,630 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1215号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 864 | 1,120 | 77.14 | 1,602,720 | 31,212,000 |
| 第1216号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 2,560 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1217号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 2,144 | 3,300 | 64.97 | 3,977,120 | 77,452,000 |
| 第1218号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 704 | 2,000 | 35.20 | 1,305,920 | 25,432,000 |
| 第1219号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 2,510 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1221号 | ひび建養殖 | ノリ | 2 | 120 | 1,760 | 6.82 | 1,166,520 | 28,340,040 |
| 第1222号 | ひび建養殖 | ノリ | 5 | 304 | 1,980 | 15.35 | 563,920 | 10,982,000 |
| 第1224号 | ひび建養殖 | ノリ | 24 | 1,392 | 1,990 | 69.95 | 2,582,160 | 50,286,000 |
| 第1226号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 528 | 2,270 | 23.26 | 979,440 | 19,074,000 |
| 第1227号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 640 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1228号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,100 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1229号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 796 | 820 | 97.07 | 1,476,580 | 28,755,500 |
| 第1230号 | ひび建養殖 | ノリ | 7 | 320 | 430 | 74.42 | 593,600 | 11,560,000 |
| 第1231号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 1,928 | 2,040 | 94.51 | 3,576,440 | 69,649,000 |
| 第1232号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 2,020 | 2,610 | 77.39 | 3,747,100 | 72,972,500 |
| 第1233号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 560 | 640 | 87.50 | 1,736,560 | 43,363,040 |
| 第1234号 | ひび建養殖 | ノリ | 13 | 1,120 | 1,300 | 86.15 | 3,473,120 | 86,726,080 |
| 第1235号 | ひび建養殖 | ノリ | 3 | 160 | 2,980 | 5.37 | 496,160 | 12,389,440 |
| 第1236号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 720 | 720 | 100.00 | 6,999,120 | 170,040,240 |
| 第1237号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 780 | 1,200 | 65.00 | 7,582,380 | 184,210,260 |
| 第1238号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 1,660 | 1,770 | 93.79 | 5,147,660 | 128,540,440 |

| | | | | | | | | |
|--------|--------|----|----|-------|-------|--------|------------|-------------|
| 第1239号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 1,040 | 1,040 | 100.00 | 3,225,040 | 80,531,360 |
| 第1240号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 580 | 2,830 | 20.49 | 5,638,180 | 136,976,860 |
| 第1241号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 1,241 | 1,620 | 76.60 | 12,063,761 | 293,083,247 |
| 第1242号 | ひび建養殖 | ノリ | 8 | 1,260 | 1,350 | 93.33 | 12,248,460 | 297,570,420 |
| 第1243号 | ひび建養殖 | ノリ | 9 | 1,400 | 1,400 | 100.00 | 13,609,400 | 330,633,800 |
| 第1244号 | ひび建養殖 | ノリ | 6 | 320 | 3,410 | 9.38 | 3,110,720 | 75,573,440 |
| 第1245号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 3,420 | 3,420 | 100.00 | 33,245,820 | 807,691,140 |
| 第1246号 | ひび建養殖 | ノリ | 14 | 1,040 | 3,710 | 28.03 | 10,109,840 | 245,613,680 |
| 第1247号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 570 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1248号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 4,160 | 4,160 | 100.00 | 40,439,360 | 982,454,720 |
| 第1249号 | ひび建養殖 | ノリ | 17 | 1,500 | 3,700 | 40.54 | 14,581,500 | 354,250,500 |
| 第1250号 | ひび建養殖 | ノリ | 33 | 1,510 | 1,170 | 129.06 | 14,678,710 | 356,612,170 |
| 第1251号 | ひび建養殖 | ノリ | 36 | 1,300 | 1,300 | 100.00 | 12,637,300 | 307,017,100 |
| 第1252号 | ひび建養殖 | ノリ | 39 | 1,790 | 1,560 | 114.74 | 17,400,590 | 422,738,930 |
| 第1253号 | ひび建養殖 | ノリ | 26 | 940 | 1,820 | 51.65 | 9,137,740 | 221,996,980 |
| 第1254号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 720 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1255号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 1,030 | 930 | 110.75 | 10,012,630 | 243,252,010 |
| 第1256号 | ひび建養殖 | ノリ | 31 | 1,770 | 1,560 | 113.46 | 17,206,170 | 418,015,590 |
| 第1257号 | ひび建養殖 | ノリ | 33 | 1,350 | 1,820 | 74.18 | 13,123,350 | 318,825,450 |
| 第1258号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,560 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1259号 | ひび建養殖 | ノリ | 25 | 1,130 | 980 | 115.31 | 10,984,730 | 266,868,710 |
| 第1260号 | ひび建養殖 | ノリ | 40 | 1,630 | 1,680 | 97.02 | 15,845,230 | 384,952,210 |
| 第1261号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 430 | 1,440 | 29.86 | 4,180,030 | 101,551,810 |
| 第1262号 | ひび建養殖 | ノリ | 19 | 830 | 860 | 96.51 | 8,068,430 | 196,018,610 |
| 第1263号 | ひび建養殖 | ノリ | 22 | 850 | 900 | 94.44 | 8,262,850 | 200,741,950 |
| 第1264号 | ひび建養殖 | ノリ | 2 | 768 | 3,420 | 22.46 | 1,430,784 | 29,104,896 |
| 第1265号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 2,950 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1266号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 550 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1267号 | ひび建養殖 | ノリ | 3 | 272 | 1,810 | 15.03 | 506,736 | 10,307,984 |
| 第1268号 | ひび建養殖 | ノリ | 3 | 336 | 1,130 | 29.73 | 625,968 | 12,733,392 |
| 第1269号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 860 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1272号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 760 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1273号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 1,130 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1277号 | 浮き流し養殖 | ノリ | 0 | 0 | 2,950 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1278号 | ひび建養殖 | ノリ | 12 | 500 | 510 | 98.04 | 1,646,500 | 38,245,000 |
| 第1279号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 500 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1280号 | ひび建養殖 | ノリ | 0 | 0 | 480 | 0.00 | 0 | 0 |
| 第1281号 | ひび建養殖 | ノリ | 11 | 610 | 910 | 67.03 | 1,995,920 | 50,274,980 |
| 第1282号 | ひび建養殖 | ノリ | 16 | 630 | 680 | 92.65 | 2,061,360 | 51,923,340 |
| 第1283号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 960 | 1,250 | 76.80 | 3,141,120 | 79,121,280 |
| 第1284号 | ひび建養殖 | ノリ | 23 | 780 | 780 | 100.00 | 2,552,160 | 64,286,040 |
| 第1287号 | ひび建養殖 | ノリ | 15 | 576 | 720 | 80.00 | 1,068,480 | 20,808,000 |
| 第1288号 | ひび建養殖 | ノリ | 3 | 304 | 950 | 32.00 | 566,352 | 11,520,688 |

資源管理の為に実施している取組

- ・海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去）
- ・有明水産振興センターより発出される海況情報、ノリ養殖情報の生産者への周知
- ・活性処理剤残液回収の実施
- ・海況に合わせた集団管理の徹底（網撤去期間、支柱撤去開始日等の遵守）

第一種区画漁業権（かきひび建養殖業）R6.4.1～R7.3.31
資源管理の状況等の報告

| | 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (kg) | 行使状況 | 備考 |
|------------|-----------------|-------|------|-------------|-------------|------|---|
| 大浦 | 第2001号 | ひび建養殖 | かき | 0 | | 有 | 次回免許切替時に消滅、又は養殖種類の変更を検討する |
| 鹿島市 | 第2002号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | カキ採苗器設置等の資源回復の取組中であり、今後も継続していく。 |
| // | 第2003号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | 同上 |
| // | 第2004号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | 同上 |
| // | 第2005号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | 同上 |
| // | 第2006号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | 同上 |
| // | 第2007号 | ひび建養殖 | かき | 11 | | 有 | 同上 |
| // | 第2008号 | ひび建養殖 | かき | 15 | 3,000 | 有 | 同上 |
| // | 第2009号 | ひび建養殖 | かき | 0 | 150 | 有 | 漁場環境改善を目的に毎年海底耕耘を実施しており、現在のところ水揚実績なし |
| 芦刈 | 第2010号 | ひび建養殖 | かき | 3 | | 有 | |
| 大浦 | 第2011号 | ひび建養殖 | かき | 0 | | 無 | 次回免許切替時に消滅、又は養殖種類の変更を検討する |
| // | 第2012号 | ひび建養殖 | かき | 14 | | 有 | 宮城県等から入手した重力キを、棚を用いて抑制する目的で漁場を行使しているため、水揚量は無し |
| 佐賀市 (嘉) | 第2013号 | ひび建養殖 | かき | 13 | | 有 | カキ資源増殖を目的に、カキ礁を造成中であり、実質水揚量なし |
| 大浦 | 第2014号 | ひび建養殖 | かき | 0 | | 無 | 次回免許切替時に消滅、又は養殖種類の変更を検討する |
| 久保田町 | 第2015号 | ひび建養殖 | かき | 1 | 280 | 有 | この漁場から採捕したカキを、有区第1203号で垂下養殖をしている |

資源管理の為に実施している取組

・漁場清掃の実施

第一種区画漁業権（二枚貝養殖業）R6.9.1～R7.3.31
資源管理の状況等の報告

令和7年7月30日
佐賀県有明海漁業協同組合

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (Kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|-------|------|-------------|-------------|------|----|
| 第1194号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 0 | 0 | 無 | |
| 第1195号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 0 | 0 | 無 | |
| 第1203号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 1 | 200 | 有 | |
| 第1204号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 0 | 0 | 無 | |
| 第1213号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 1 | 0 | 無 | |
| 第1234号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 1 | 0 | 無 | |
| 第1246号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 5 | 898 | 有 | |
| 第1249号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 0 | 0 | 無 | |
| 第1251号 | 垂下式養殖 | 二枚貝 | 12 | 126 | 有 | |

資源管理の為に実施している取組

- ・潜水による養殖施設の繋留状況確認を実施。

令和7年7月30日
佐賀県有明海漁業協同組合

第一種区画漁業権（もがいひび建養殖業）R6.4.1~R7.3.31
資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (Kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|-------|------|-------------|-------------|------|--------------------|
| 第3002号 | ひび建養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第3003号 | ひび建養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3004号 | ひび建養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3005号 | ひび建養殖 | もがい | 47 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3006号 | ひび建養殖 | もがい | 28 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3007号 | ひび建養殖 | もがい | 5 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3008号 | ひび建養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3009号 | ひび建養殖 | もがい | 3 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3010号 | ひび建養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3011号 | ひび建養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3012号 | ひび建養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3013号 | ひび建養殖 | もがい | 5 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3014号 | ひび建養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3015号 | ひび建養殖 | もがい | 2 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3016号 | ひび建養殖 | もがい | 26 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3017号 | ひび建養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3018号 | ひび建養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3019号 | ひび建養殖 | もがい | 6 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3020号 | ひび建養殖 | もがい | 48 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3021号 | ひび建養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3022号 | ひび建養殖 | もがい | 6 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3023号 | ひび建養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3024号 | ひび建養殖 | もがい | 9 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3025号 | ひび建養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3026号 | ひび建養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3027号 | ひび建養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3029号 | ひび建養殖 | もがい | 9 | 0 | 無 | 〃 |
| 第3030号 | ひび建養殖 | もがい | 9 | 0 | 無 | 〃 |

資源管理の為に実施している取組

サルボウ採苗器の設置により、稚貝確保に努めた。

令和7年7月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

第一種区画漁業権（かき垂下式養殖業）R6.4.1～R7.3.31
資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|-------|------|-------------|-------------|------|----|
| 第2101号 | 垂下式養殖 | かき | 14 | 17,952 | 有 | |
| 第2102号 | 垂下式養殖 | かき | 4 | 3,700 | 有 | |
| 第2103号 | 垂下式養殖 | かき | 2 | 9,500 | 有 | |

資源管理の為に実施している取組

- ・潜水による養殖施設の繫留状況確認を実施。

令和7年7月30日

佐賀県有明海漁業協同組合

第三種区画漁業権（あさり養殖業）R6.4.1~R7.3.31

資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (Kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|------|------|-------------|-------------|------|--------------------|
| 第4001号 | 地撒養殖 | あさり | 8 | 1 | 有 | |
| 第4002号 | 地撒養殖 | あさり | 3 | 1 | 有 | |
| 第4003号 | 地撒養殖 | あさり | 1 | 900 | 有 | |
| 第4004号 | 地撒養殖 | あさり | 1 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第4005号 | 地撒養殖 | あさり | 3 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4006号 | 地撒養殖 | あさり | 2 | 10 | 有 | |
| 第4007号 | 地撒養殖 | あさり | 10 | 20 | 有 | |
| 第4008号 | 地撒養殖 | あさり | 3 | 45 | 有 | |
| 第4009号 | 地撒養殖 | あさり | 18 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第4010号 | 地撒養殖 | あさり | 18 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4011号 | 地撒養殖 | あさり | 18 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4012号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4013号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4014号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4015号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4016号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4017号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4018号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4020号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4021号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4022号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4023号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4024号 | 地撒養殖 | あさり | 12 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4025号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4026号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4027号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4028号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4029号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4030号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4031号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4032号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4033号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4034号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4035号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4036号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4037号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4038号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4039号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4040号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4041号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4042号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4043号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4044号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4045号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4046号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |

| | | | | | | |
|--------|------|-----|-----|----|---|--------------------|
| 第4047号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4048号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4049号 | 地撒養殖 | あさり | 25 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4050号 | 地撒養殖 | あさり | 131 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4051号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4052号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4054号 | 地撒養殖 | あさり | 18 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4055号 | 地撒養殖 | あさり | 18 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4056号 | 地撒養殖 | あさり | 1 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4057号 | 地撒養殖 | あさり | 1 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4058号 | 地撒養殖 | あさり | 1 | 30 | 有 | |
| 第4060号 | 地撒養殖 | あさり | 6 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第4061号 | 地撒養殖 | あさり | 14 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第4062号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4063号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4064号 | 地撒養殖 | あさり | 106 | 0 | 無 | 〃 |
| 第4065号 | 地撒養殖 | あさり | 0 | 0 | 無 | 〃 |

資源管理の為に実施している取組

- ・漁場清掃の実施

令和7年7月30日
佐賀県有明海漁業協同組合

第三種区画漁業権（もがい養殖業）R6.4.1～R7.3.31

資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (Kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|------|------|-------------|-------------|------|--------------------|
| 第3302号 | 地撒養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | 豪雨による資源量激減の為、操業見送り |
| 第3303号 | 地撒養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | // |
| 第3304号 | 地撒養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | // |
| 第3305号 | 地撒養殖 | もがい | 7 | 0 | 無 | // |
| 第3306号 | 地撒養殖 | もがい | 47 | 0 | 無 | // |
| 第3307号 | 地撒養殖 | もがい | 28 | 0 | 無 | // |
| 第3308号 | 地撒養殖 | もがい | 5 | 0 | 無 | // |
| 第3309号 | 地撒養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | // |
| 第3310号 | 地撒養殖 | もがい | 3 | 0 | 無 | // |
| 第3311号 | 地撒養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | // |
| 第3312号 | 地撒養殖 | もがい | 3 | 0 | 無 | // |
| 第3313号 | 地撒養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | // |
| 第3314号 | 地撒養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | // |
| 第3315号 | 地撒養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | // |
| 第3316号 | 地撒養殖 | もがい | 5 | 0 | 無 | // |
| 第3317号 | 地撒養殖 | もがい | 12 | 0 | 無 | // |
| 第3318号 | 地撒養殖 | もがい | 2 | 0 | 無 | // |
| 第3319号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3320号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3321号 | 地撒養殖 | もがい | 6 | 0 | 無 | // |
| 第3322号 | 地撒養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | // |
| 第3323号 | 地撒養殖 | もがい | 6 | 0 | 無 | // |
| 第3324号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3325号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3326号 | 地撒養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | // |
| 第3327号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3328号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3330号 | 地撒養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | // |
| 第3331号 | 地撒養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | // |
| 第3332号 | 地撒養殖 | もがい | 9 | 0 | 無 | // |
| 第3333号 | 地撒養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | // |
| 第3334号 | 地撒養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | // |
| 第3335号 | 地撒養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | // |
| 第3336号 | 地撒養殖 | もがい | 131 | 0 | 無 | // |
| 第3337号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3338号 | 地撒養殖 | もがい | 6 | 0 | 無 | // |
| 第3339号 | 地撒養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | // |
| 第3340号 | 地撒養殖 | もがい | 8 | 0 | 無 | // |
| 第3341号 | 地撒養殖 | もがい | 0 | 0 | 無 | // |
| 第3342号 | 地撒養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | // |
| 第3343号 | 地撒養殖 | もがい | 4 | 0 | 無 | // |

資源管理の為に実施している取組

5月～6月に海底耕耘を実施

第三種区画漁業権（あげまき養殖業）R6.4.1~R7.3.31
資源管理の状況等の報告

| 漁業権漁場番号 (有区) | 養殖内容 | 養殖魚種 | 行使者数 (人) | 水揚量 (Kg) | 行使状況 | 備考 |
|-----------------|------|------|-------------|-------------|------|--------------------|
| 第5001号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5002号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5003号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5004号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5005号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5006号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5007号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5008号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5009号 | 地撒養殖 | あげまき | 32 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5010号 | 地撒養殖 | あげまき | 32 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5011号 | 地撒養殖 | あげまき | 32 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5012号 | 地撒養殖 | あげまき | 32 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5013号 | 地撒養殖 | あげまき | 13 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5014号 | 地撒養殖 | あげまき | 13 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5015号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5016号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5017号 | 地撒養殖 | あげまき | 13 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5018号 | 地撒養殖 | あげまき | 3 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5019号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5020号 | 地撒養殖 | あげまき | 3 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5021号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5022号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5023号 | 地撒養殖 | あげまき | 8 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5024号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5025号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5026号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5027号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5028号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5029号 | 地撒養殖 | あげまき | 3 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5030号 | 地撒養殖 | あげまき | 3 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5031号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5032号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5033号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5034号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5035号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5036号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5037号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5038号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5039号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5040号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5041号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5042号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5043号 | 地撒養殖 | あげまき | 18 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5044号 | 地撒養殖 | あげまき | 106 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5045号 | 地撒養殖 | あげまき | 131 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |

| | | | | | | |
|--------|------|------|-----|---|---|--------------------|
| 第5048号 | 地撒養殖 | あげまき | 25 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5051号 | 地撒養殖 | あげまき | 25 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5052号 | 地撒養殖 | あげまき | 0 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |
| 第5054号 | 地撒養殖 | あげまき | 131 | 0 | 無 | 委員会指示にて採捕禁止の為、操業無し |

資源管理の為に実施している取組

- ・委員会指示の遵守
- ・漁場清掃の実施

水産第3964号
令和8年(2026年)1月7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

標記方針の変更にあたり、漁業法第14条第4項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針（本文）案
2. 佐賀県資源管理方針（別紙）案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤
電話:0952-25-7145
FAX:0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 44.7 千トン（令和 5 年）、生産額は 309.5 億円（令和 5 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるとしている。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年6月24日より施行する。

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統 |
| 小型まき網漁業 | 4 統 |
| しき網漁業 | 50 統 |
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第 1 特定水産資源
まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統 |
| 小型まき網漁業 | 4 統 |
| しき網漁業 | 50 統 |
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統 |
| 小型まき網漁業 | 4 統 |
| しき網漁業 | 50 統 |
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるとときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9
1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

③ 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9
1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源
まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統 |
| 小型まき網漁業 | 4 統 |
| しき網漁業 | 50 統 |
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

② の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5)

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 養殖用種苗（もじやこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙3—1

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—2

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—3

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—4

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—5

第1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—6

第1 水産資源

いさき九州北・西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

- 第1 水産資源
くるまえび玄界灘佐賀海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

- 第1 水産資源
くえ九州北西・山口海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出したCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

- 第1 水産資源
がざみ有明海海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業におけるCPUを直近5年間（2018～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこと

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）

| | |
|--|--|
| <p>○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年●月●日</u></p> | <p style="text-align: center;">佐賀県資源管理方針（改正前）</p> <p>○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年6月24日</u></p> |
| <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量<u>44.7</u>千トン（令和<u>5</u>年）、生産額は<u>309.5</u>億円（令和<u>5</u>年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和<u>5</u>年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるとときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2～第8（略）</p> <p>附則 この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則</p> | <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量<u>62.9</u>千トン（令和<u>4</u>年）、生産額は<u>251.9</u>億円（令和<u>3</u>年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和<u>5</u>年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるとときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2～第8（略）</p> <p>附則 この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則</p> |

| | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| この方針は、令和3年1月1日より施行する。 | この方針は、令和3年1月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和3年4月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和3年4月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和3年7月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和3年7月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和4年4月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和4年7月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和4年7月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和5年1月1日より施行する。 | 附則 この方針は、令和5年1月1日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和5年2月7日より施行する。 | 附則 この方針は、令和5年2月7日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和6年12月17日より施行する。 | 附則 この方針は、令和6年12月17日より施行する。 |
| 附則 この方針は、令和7年6月24日より施行する。 | 附則 この方針は、令和7年6月24日より施行する。 |
| 附則 <u>この方針は、令和●年●月●日より施行する。</u> | |

| | |
|---|---|
| <p>別紙1 別紙1-1～1-5 (略) 別紙1-6</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 佐賀県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水域 中西部太平洋条約海域 (2) 対象とする漁業 佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業 (定置網を使用するものに限る。)) (3) 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日から、<u>3日以内(行政機関の休日に規定する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</u> 度の末日まで (漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。) ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。) 陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に規定する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</p> | <p>別紙1 別紙1-1～1-5 (略) 別紙1-6</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 佐賀県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水域 中西部太平洋条約海域 (2) 対象とする漁業 佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業 (定置網を使用するものに限る。)) (3) 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日から、<u>3日以内(行政機関の休日に規定する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</u> 度の末日まで (漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。) ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。) 陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に規定する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う<u>沿岸くろまぐろ</u>漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）</p> <p>③ 渔獲可能期間 周年</p> <p>(2) 渔獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、渔獲量の総量管理とし、渔獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 <u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に規定する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</u></p> | <p>2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う<u>沿岸くろまぐろ</u>漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）</p> <p>③ 渔獲可能期間 周年</p> <p>(2) 渔獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、渔獲量の総量管理とし、渔獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 <u>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで</u> <u>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。）</u> <u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</u></p> |
| <p>第3 演習問題</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> | <p>第3 演習問題</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> |

る。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表にして、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めると該するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときは、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1—7～3—16（略）

第4 その他資源管理に関する重要な事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表にして、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めると該するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときは、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1—7～3—16（略）

水産第3960号
令和8年1月5日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

令和8年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）について（諮問）

佐賀県有明海における令和7年度の刺網漁業等の福岡県からの入漁許可については、令和8年6月30日で期間満了となります。

つきましては、令和8年度の入漁許可に当たり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和~~7~~8年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

(1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

(2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

(4) 適切な資源管理を実践できる者

(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和~~7~~8年7月1日から令和~~8~~9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間は、令和~~7~~8年4月25日から令和~~7~~8年6月21日までとする。

2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受け付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

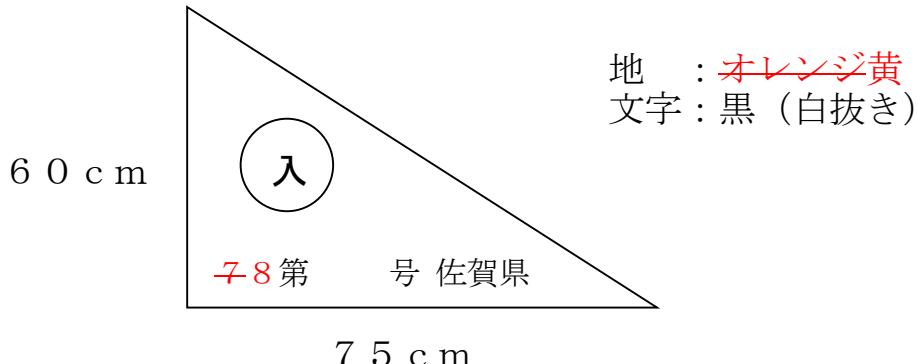
第5 条件

別紙のとおり

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

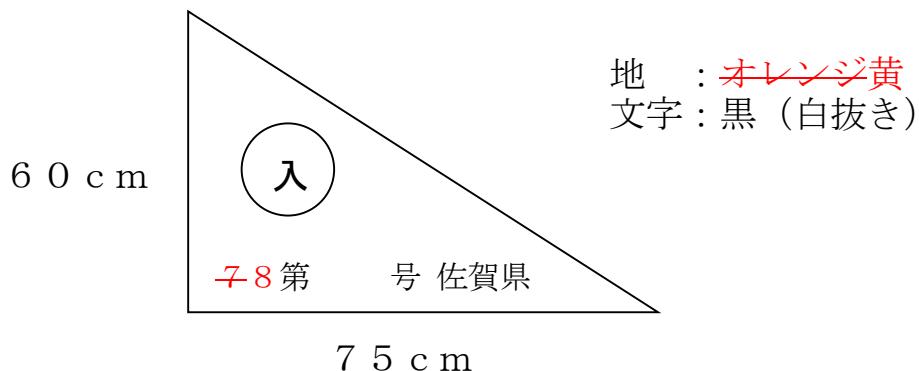
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



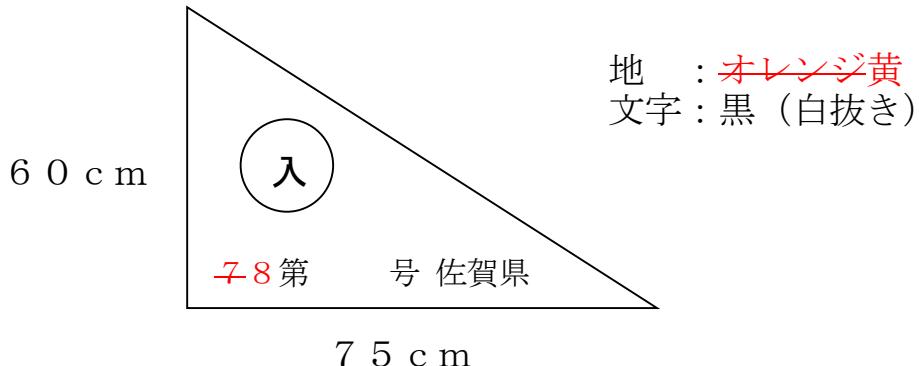
(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

- 第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

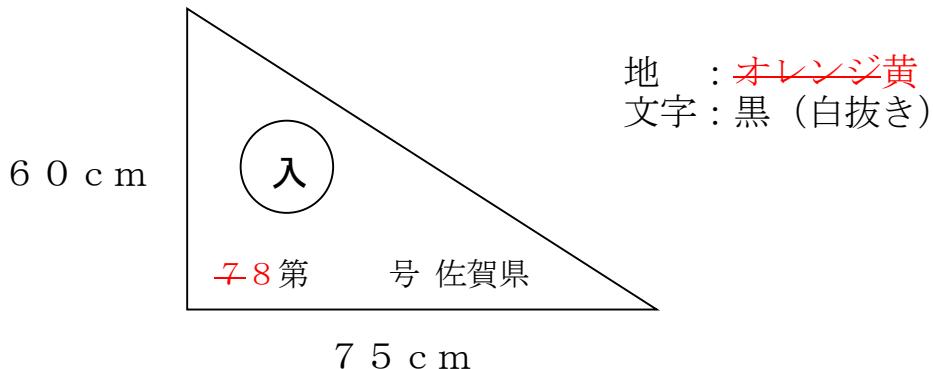
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

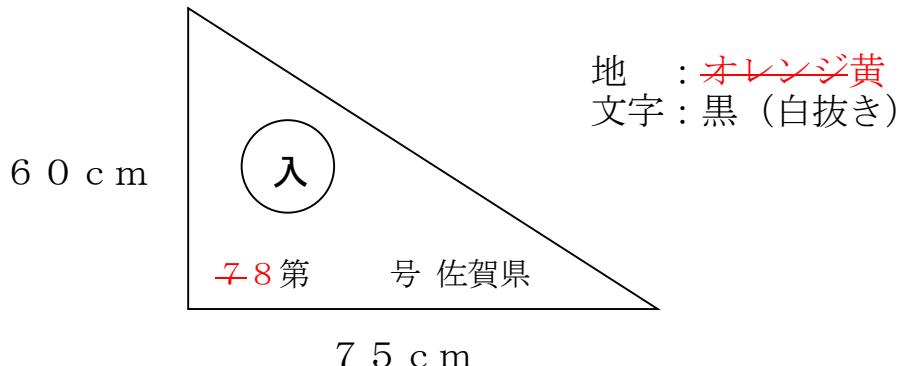
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

- 第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

水産第3983号
令和8年1月6日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥

令和8年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）

現在、佐賀県有明海漁業協同組合には、もがいひび建養殖業の区画漁業権を免許しているところですが、殻長3センチメートル以下のもがいについては、佐賀県漁業調整規則第37条第1項にて採捕を禁止しており、養殖した稚貝を採捕するためには、同規則第47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

つきましては、別添のとおり許可方針（案）を定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課 寺田）

令和~~7~~8年もがい特別採捕許可方針（案）

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 採捕区域

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）漁場内

3 採捕期間

令和~~7~~8年のり養殖支柱撤去完了日の翌日から令和~~7~~8年8月31日まで

4 許可の有効期間

許可をした日から令和~~7~~8年8月31日まで

5 使用漁具及び漁法

長柄じょれん

6 採捕に従事する者

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）を営む者であること。

7 許可の対象

佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長とする。

8 使用船舶

小型機船底びき網（長柄じょれん船びき）を使用する場合は、当該許可を受けた船舶を使用すること。

9 条件

（1）採捕時間は、次のとおりとする。

3月・・・・午前6時00分から午後6時00分まで

4月・・・・午前5時30分から午後7時00分まで

5月以降・・・午前5時00分から午後7時30分まで

（2）操業の際は、県が定める標旗及び令和5年8月17日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号に規定する標識旗（漁協標識旗）を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

（3）採捕終了後は、速やかに操業結果を県に報告しなければならない。

水産第4016号

令和8年1月7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥

あんこう網漁業の新規許可について（諮問）

あんこう網漁業について、追加の申請期間を設けていましたが、下記の者から
新規の許可申請書が提出されました。

つきましては、あんこう網漁業許可方針に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

新規許可申請者： [REDACTED]

（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可(起業認可)申請書

7年10月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

住 所
氏 名

下記により固定式刺網漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

第1 申請内容

- | | |
|---|-----------------|
| 1 漁業種類 | あんこう網漁業 |
| 2 操業区域 | 漁業許認可方針に定められた区域 |
| 3 漁業時期 | 漁業許認可方針に定められた期間 |
| 4 漁獲物の種類 | えび、ぐち、ワラスボ、その他 |
| 5 漁業根拠地 | 佐賀県小城市芦刈町 |
| 6 漁具の種類、数及び規模 | 別紙 |
| 7 使用する船舶 | |
| (1) 名 称 | |
| (2) 漁船登録番号 | |
| (3) 総トン数 | |
| (4) 推進機関の種類及び馬力数 | |
| 8 集魚灯を利用するものにあっては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力 | |
| 9 潜水器を利用するものにあっては、潜水器の種類、型式及び送気装置 | |

第2 申請理由（該当する□にチェックを入れてください。その他の場合は理由も記載してください。）

- 【新規申請】新たに当該漁業を営みたいため。
 【更新申請】許可の有効期間が満了することに伴い、新たに許可（起業の認可）を受けたいため。
 【代船申請】現在許可を受けている船舶を当該漁業に使用することを廃止し、上記の船舶にて許可（起業の認可）を受けたいため。
 【承継申請】当該漁業を廃業する者が使用していた船舶と同じ船舶にて許可（起業の認可）を受けたいため。
 その他 ()

第3 誓約

私は、上記漁業の許可（起業の認可）申請に当たり以下の事項について誓約します。

- 1 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第4号まで（下記の（1）から（4）まで）のいずれにも該当しません。
 - （1）漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - （2）暴力団員等であること。
 - （3）法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - （4）暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 適切な資源管理を実践します。
- 3 漁業の生産力の向上に努めます。

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)をご覧ください。

お問い合わせは、水産課漁業調整担当までお願いします。 電話：0952-25-7145 E-mail：suisan@pref.saga.lg.jp

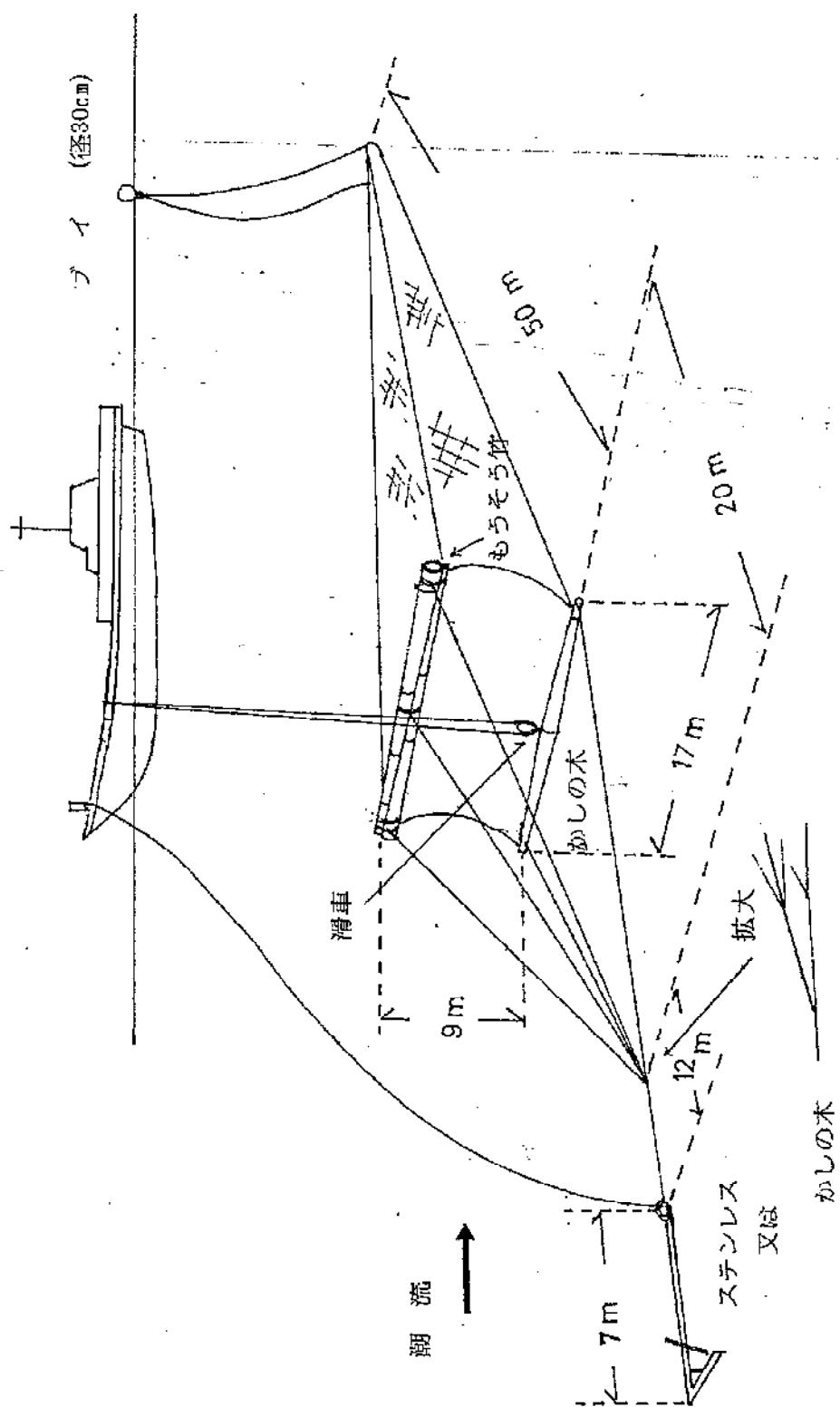


図12 あんこう網漁業

あんこう網漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業者の数 22人 (漁具の統数 22統)
船舶の数 1人につき2隻まで
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
 - (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。) 第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (5) 適切な資源管理を実践できる者
 - (6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年3月31日から令和4年5月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請者の数(以下「申請者数」という。)が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。(以下この許可方針において同じ。)
- 3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数(以下「合計人数」という。)が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4 合計人数が22人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以後の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月31日から令和9年5月31日までとする。

第4 許可の基準

合計人数が22人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受けた申請に限る。
- (2) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (3) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

第5 条件

1 許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。

水産第 3949号
令和7年12月26日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥

あんこう網漁業の追加申請期間について（諮問）

あんこう網漁業の新規申請を受け付けるにあたり、下記のとおり申請すべき期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

令和8年1月15日から令和8年1月26日まで

（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業者の数 22人 (漁具の統数 22統)
船舶の数 1人につき2隻まで
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
 - (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。) 第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (5) 適切な資源管理を実践できる者
 - (6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年3月31日から令和4年5月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請者の数(以下「申請者数」という。)が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。(以下この許可方針において同じ。)
- 3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数(以下「合計人数」という。)が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4 合計人数が22人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以後の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月31日から令和9年5月31日までとする。

第4 許可の基準

合計人数が22人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受けた申請に限る。
- (2) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (3) 「第1－7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

第5 条件

1 許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。

筑下管第130号
令和7年12月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
氏名 独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本件は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底生生物及び魚卵・稚仔魚の調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号・68号・69号・70号・71号

なお、本申請に係る委員会指示の指示期間が終了し、同様の趣旨の新たな委員会指示がなされた際は、これについても本申請をもって承認いただきますようお願いします。

3 使用船舶

別紙1 使用船舶のとおり、3隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を20kg以内。

※タイラギ、ウミタケ、アゲマキは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を20kg以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5 適用除外の期間

許可日から令和9年2月28日まで

【底質調査、底生生物調査：2回（8月、2月）】

【魚卵・稚仔魚調査：12回（毎月1回）】

6 採捕区域

有明海 (別紙3のNo.4、No.5、No.6、No.7)

7 使用漁具及び漁法 (別紙2参照)

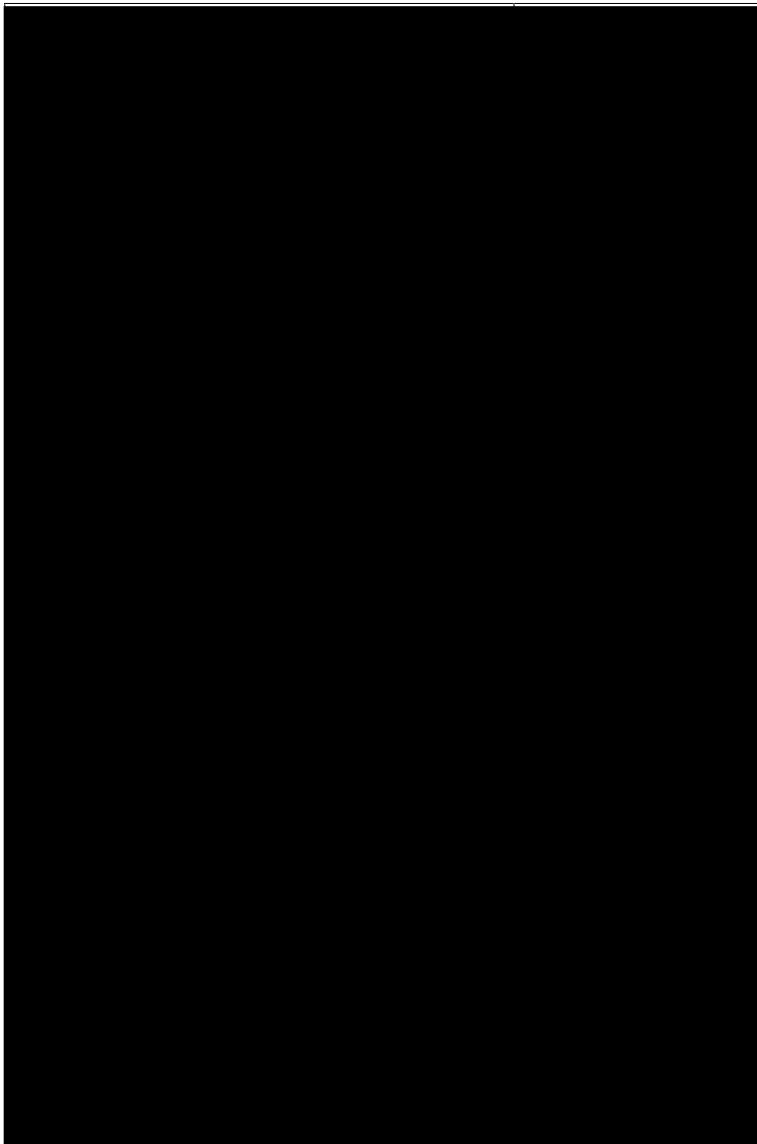
スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取 (図-1)

スコップによる底生生物の採取 (図-1)

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取 (図-2)

別紙 1

採捕に従事する者の住所及び氏名



使用船舶

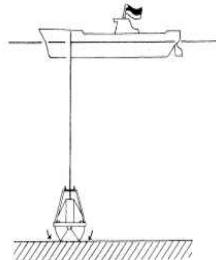
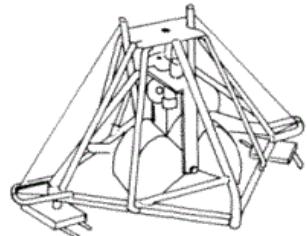
| | |
|-----------------|--|
| 船名 | |
| 仕様 | |
| 登録番号 | |
| 総トン数 | |
| 推進機関の種類及 び馬力 | |
| 所有者名 | |

【底生生物調査】

図-1に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

図-2に示す魚卵ネットを用いて2ノット10分間の表層曳による採取



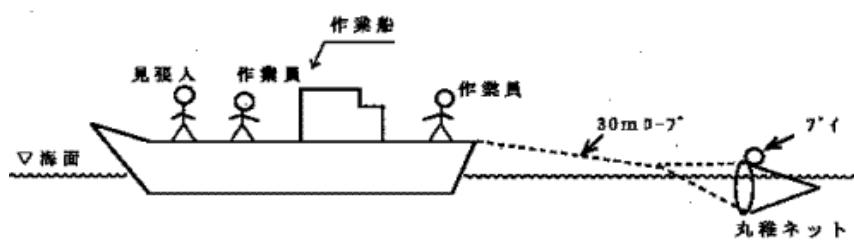
▲スミス・マッキンタイヤ型採泥器と採取方法



▲スコップによる採取

図-1 採取器具および方法（底質、底生生物）

【作業状況】



【使用機器】



図-2 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）

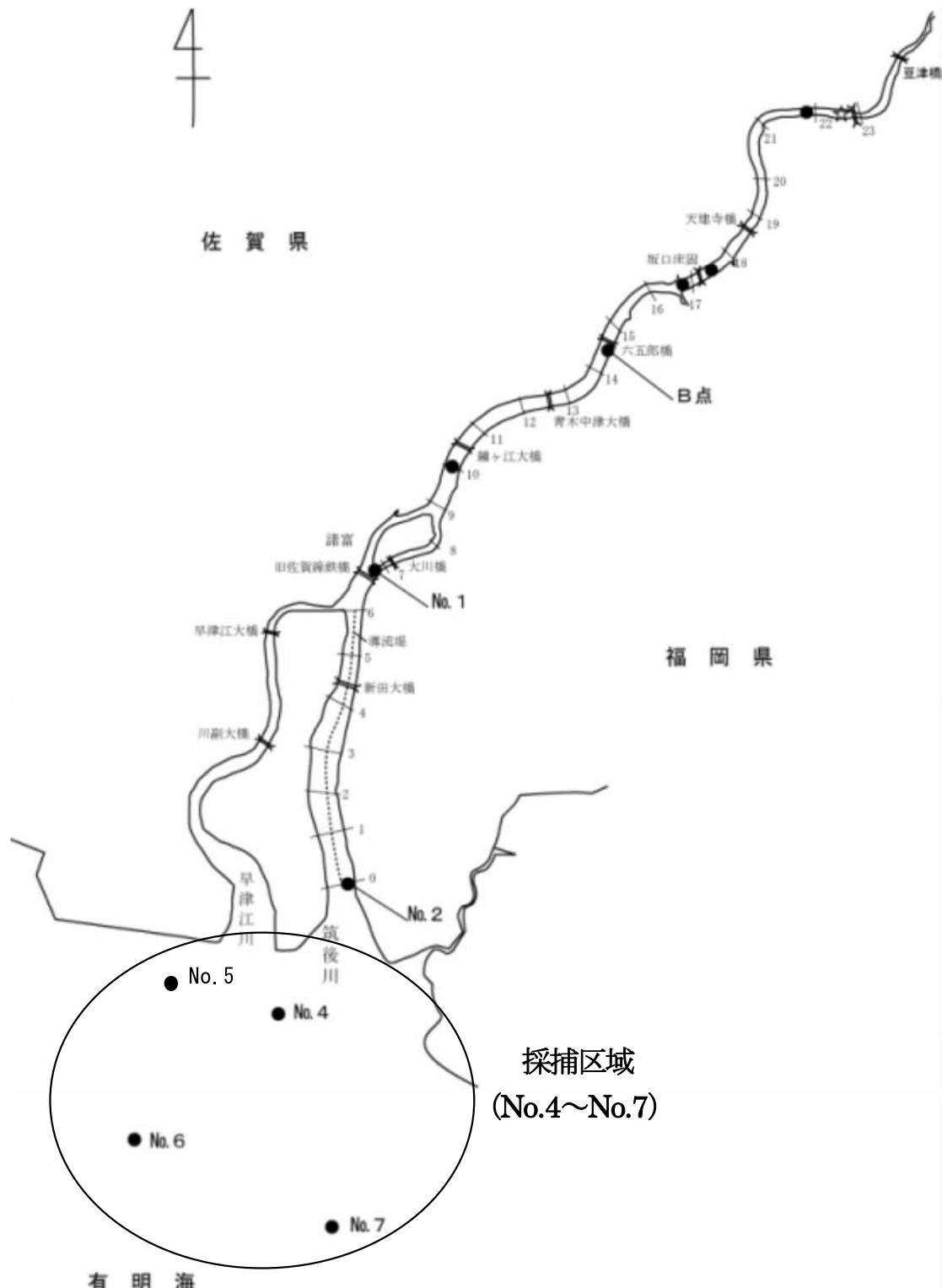
別紙 3

4
十

佐賀県

福岡県

採捕区域
(No.4~No.7)



採捕区域図

令和7年12月18日

独立行政法人 水資源機構
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保

同意書

令和7年12月12日付、筑下管第124号にて依頼がありました筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。